

奥会津・只見教育振興協力隊募集要項

少子高齢化により人口減少が著しい只見町では、若者が住みやすい地域を目指しています。地域力を高めるために地域外の人材を積極的に招聘し、その能力・手腕により地域活動に参加してもらい、担い手となる人材を求めています。そこで、只見町の地域力の維持・活性化を図るため、「奥会津・只見教育振興協力隊」を下記のとおり募集します。

＜雇用関係の有無＞ あり（只見町雇用となります）

＜業務概要＞

只見町内での教育振興活性化に向けて、年間を通し次の業務に従事していただきます。

- (1) 県立只見高等学校振興対策
- (2) 公営塾の講師(教科指導、キャリア教育等)
- (3) 公営塾運営補助
- (4) 生徒指導等
- (5) その他教育委員会業務

＜募集対象＞

- (1) 三大都市圏をはじめとする都市地域等※に在籍し、採用決定後は只見町に住民登録し生活拠点を移すことができる方
(※総務省 特別交付税措置に係る地域要件確認表参照)
- (2) 普通自動車運転免許(オートマ限定可)を有する方又は着任までに取得できる方
- (3) パソコン操作ができる方
- (4) 教育業務に関心があり田舎暮らしを楽しみながら、地域の子どもたちや住民と協力し活動に取り組める方
- (5) 地方公務員法第16条に規定する一般職員の欠格条件に該当しない方

＜募集人員＞ 2名

＜勤務地及び勤務先＞ 只見町内(※主たる勤務地:只見町教育委員会、只見町公営塾)

＜勤務時間＞

原則として、1週あたり5日の勤務とし、労働時間を37時間30分と定めるフレックスタイム制とします。

<勤務形態・期間> 只見町の嘱託職員として、町長が委嘱します。期間は、採用決定後最低1年以上の勤務を前提とします。但し、最長3年を限度に再任する場合があります。

<給与・賃金等>

月額218,000円以内

<待遇・福利厚生>

- (1) 雇用期間中の住居は、原則的に只見町で準備する住宅に居住し、生活費は電気代、水道代、生活備品や食費等は準備願います。
※住居にかかる賃貸借料(家賃)は4万円を上限に町で負担します。
- (2) 活動に係る車両及びパソコンは無償で貸与します。
- (3) 活動に係る消耗品、教材、研修旅費等の経費は、予算の範囲内で町で負担します。
- (4) 社会保険等は、厚生年金保険、健康保険、雇用保険、非常勤公務災害補償に加入し、年次休暇(有給休暇)については基準法等関係法令によります。
- (5) 転居するに当たり必要な費用は、個人の負担とします。

<申込受付期間> 2019年7月1日～2020年2月28日17:00まで
(※郵送の場合、2020年2月28日17:00必着)
選考は随時行い、募集定員になり次第受付を終了します。

<選考の流れ>

[申込み]

奥会津・只見教育振興協力隊応募用紙に必要事項をご記入の上、下記担当係まで送付して下さい。なお、本募集要項等をよくご確認の上お申し込み下さい。

送付先:郵便番号 968-0421

福島県南会津郡只見町大字只見字町下 2591 番地の 30
只見町教育委員会学校教育係 宛て

[採用決定までの流れ]

- (1) 第一次選考
書類審査の上、結果を志望者全員に通知します。
- (2) 第二次選考
第一次選考の合格者について面接を行います。日時については、第一次選考結果の通知時にお知らせします。(交通費等については個人負担となります。)
- (3) 採用決定
合否については、第二次選考受験者全員に通知します。